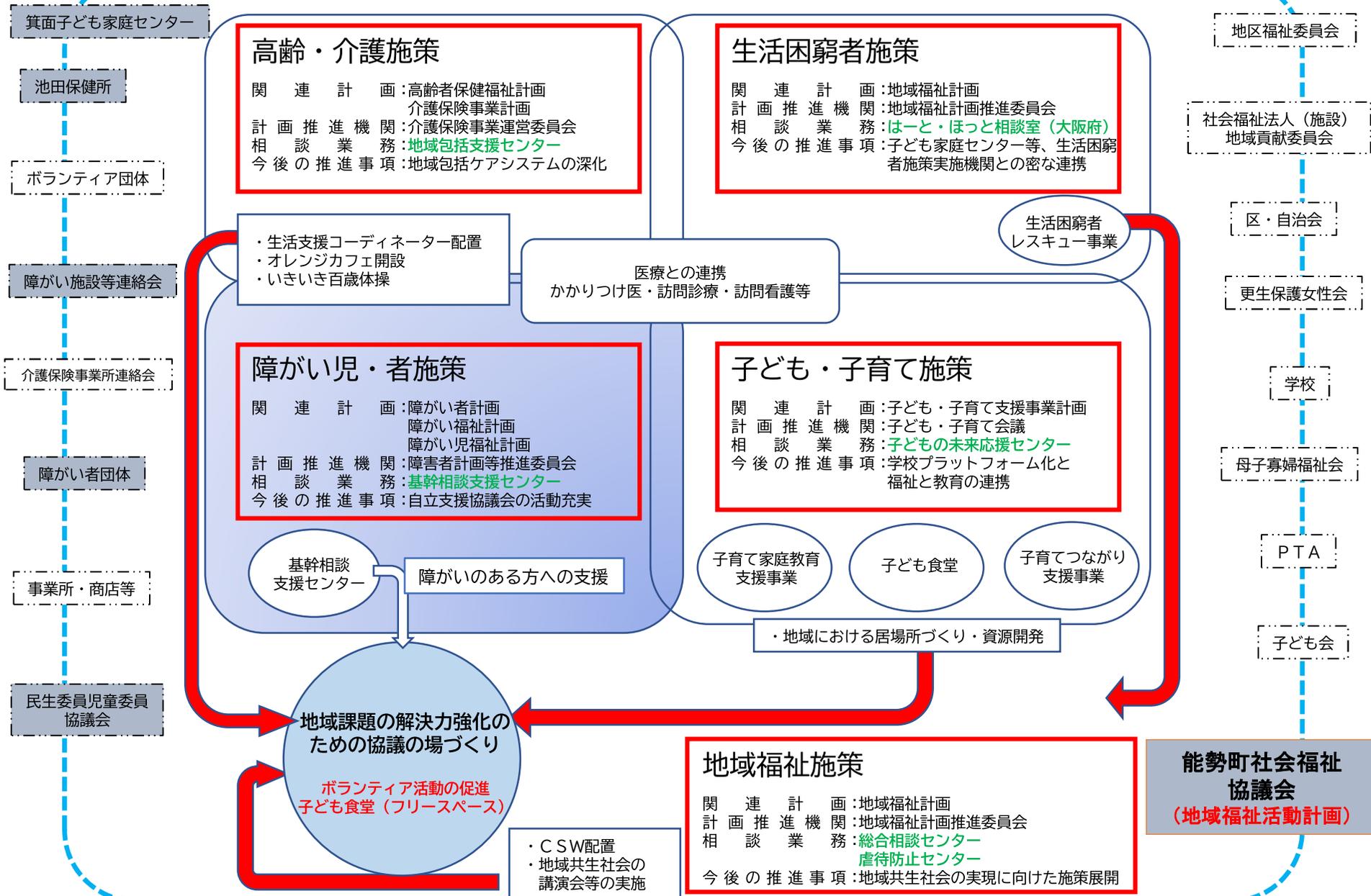


能勢町における障がい（児）者の施策の状況について

資料 3



能勢町の障がい者計画等について

<基本理念>

住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち

第3期障がい者計画

(計画期間:平成30年度から令和8年度まで)

(施策分野)

- (1)暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進
- (2)いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進
- (3)生活の質(QOL)を高める生活支援の推進
- (4)心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進
- (5)ともに学び成長する療育・教育の推進
- (6)人権を尊重し合い、ともに生きるための啓発と交流の推進

第7期障がい福祉計画

(計画期間:令和6年度から令和8年度まで)

(成果目標)

- (1)施設入所者の地域生活への移行
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等
- (5)相談支援体制の充実・強化等
- (6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第3期障がい児福祉計画

(計画期間:令和6年度から令和8年度まで)

- (1)重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- (2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数の確保
- (3)医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療ケア児等に関するコーディネーターの配置

現行計画の計画期間における取組について

- ▶ 地域生活支援拠点等の整備
→地域での支援体制の強化が課題。
(参考P.4「地域生活支援拠点について」)
- ▶ 居場所づくり事業（子ども食堂）やいきいき百歳体操等、地域課題の解決力強化のための協議の場づくりが地域の社会福祉施設やボランティア団体などにより行われています。
→協議の場にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）等、地域の身近な相談支援者が参画し、身近な相談ができるような関係を構築していく。そこから、地域の連携体制の核である基幹相談支援センターへとつながる体制を構築することで、地域全体が住民を支え合う体制を強化する。
(参考P.6「地域課題の解決力強化のための協議の場づくりのための体制整備」)
- ▶ 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながるために、人と資源が支える体制を整備してきた。
→地域全体が参加しつながる体制を強化する。
(参考P.1「能勢町における障がい（児）者の施策の状況について」)

地域生活支援拠点について

目的

障がい者及び障がい児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるため、地域での安心感を担保し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制の構築

【課題】

- ・障がい者及び障がい児の入所施設や病院からの地域移行の推進
- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」への不安の解消
- ・医療的ケア、重症心身障がい、強度行動障がいなど専門的な対応を必要とする者への支援
- ・夜間、緊急対応体制の整備

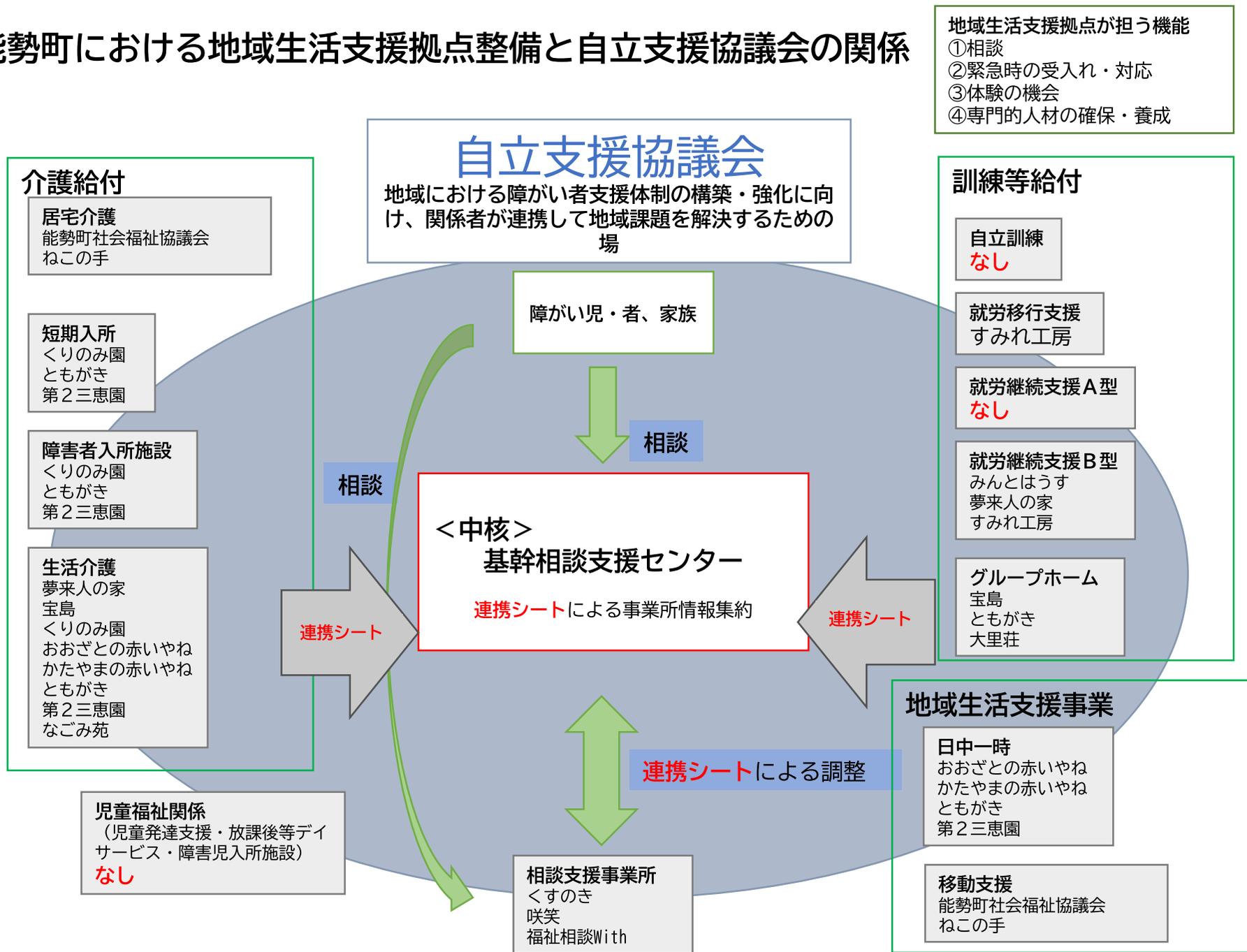


『地域生活支援拠点等の整備』（R5）

現在、連携体制の強化が課題となっている。

→自立支援協議会の場等を活用した地域の支援体制の深化

能勢町における地域生活支援拠点整備と自立支援協議会の関係



<地域課題の解決力強化のための協議の場づくりのための体制整備>

